Info

姉妹地域国際交流サポーター募集

町は昨年度、米国ワシントン州グラント郡と姉妹提携を締結しました。今後、グラント郡との相互交流事業として、豊山町中学生の米国ワシントン州派遣とグラント郡中学生の豊山町受入れを実施します。

交流事業の実施にあたり「姉妹地域国際交流サポーター」を募集します。サポーターには次のような活動に参加していただき、交流事業をサポートしていただきます。国際交流活動に関心のある町民の皆様のご登録をお待ちしています（25ページもあわせてご覧ください）。

▼サポーターの活動分野

サポーターの活動内容として、次の5つの分野を設けています。ご自身の関心のある活動を選択してご参加いただけます。

①随行サポート

グラント郡学生受入れ時に、受入れ当日の町職員随行や事前準備のサポートを行います。

②イベント企画

グラント郡学生受入れ時に実施するイベント（ウェルカムパーティなど）の内容を企画し、準備・運営を行います。

③ホストファミリー

グラント郡学生のホームステイ先として日本での生活体験の場を提供します。

④通訳・翻訳

交流事業実施時の通訳、印刷物の翻訳などを行います。

⑤海外派遣事業参加者

ワシントン州に派遣される町中学生もサポーターに登録します。今後の町の国際交流の推進役として、派遣体験の報告や次年度以降の派遣学生のサポートを行います。

▼参加資格等

○小学校4年生以上の町内在住者（18歳未満は保護者の同意が必要です）

○活動は、原則として無償です。交通費等サポーターの活動に必要な一部の費用を町が負担します。

○サポーター登録者にはオリエンテーションにご参加いただきます。サポーターの活動内容や心構えについて詳しくご説明します。

▼登録方法

登録を希望する方は、「登録申請書」に必要事項を記入し、役場3階11番窓口総務課へご提出ください。メールやファクスでも受け付けます。申請書は窓口で配付しているほか、町ホームページからダウンロードすることもできます。

▼登録一次締切

4月30日（木）

締切後も継続して募集しています。一次締切時点での登録者向けのオリエンテーションを5月下旬に行う予定です。

▼問合せ　総務課企画・情報係　☎28・0913　FAX29・1177

メール　kikaku@town.toyoyama.lg.jp

Info

新型コロナウイルス感染症中小企業者に対する金融支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者に対する金融支援（セーフティネット保証）を次のとおり、実施しています。

▼セーフティネット保証制度（4号）

▽制度概要　突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。（現在の指定案件：新型コロナウイルス感染症の発生によるもの）

▽対象中小企業者　次の全てに該当する方

①

・法人…登記上の本店所在地が町内にあること。ただし、本店所在地に事業の実態がない場合は、主たる事業所所在地が町内にあること。

・個人…主たる事業所所在地が町内にあること。

②町内において1年間以上継続して事業を行っていること。

③災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20％以上減少することが見込まれること。

▼セーフティネット保証制度（5号）

▽制度概要　全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置で、一般の保証とは別枠で利用ができます。

▽対象中小企業者　次の全てに該当する方

①

・法人…登記上の本店所在地が町内にあること。ただし本店所在地に事業の実態がない場合は、主たる事業所所在地が町内にあること。

・個人…主たる事業所所在地が町内にあること。

②日本標準産業分類表の細分類において、経済産業大臣の指定業種を営んでいること。業種は中小企業庁ホームページで事前に確認してください。

③最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5％以上減少していること

▼4号・5号ともに保証を申し込むためには、町の認定が必要です。本認定とは別に、金融機関、信用保証協会による金融上の審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

▼申込み・問合せ　産業・都市政策課産業・観光係　☎28・0944

Info

屋外広告物のルール

ポスター・はり紙・立看板・広告塔など、屋外広告物の設置は、愛知県屋外広告物条例により、表示の仕方や場所などにルールが定められています。屋外に広告物を出すときには、事前にご相談ください。

▼問合せ　産業・都市政策課都市政策係　☎28・2463